

議案第149号

申請書作成支援システム機器の取得について

区役所等の窓口において、個人番号カードから読み取った氏名等の事項が記載された申請書を印刷することによりその作成を支援するサービスを導入するため、次の機器を買い入れる。

- | | | | | |
|---|--------|------------------------------|---------------|------|
| 1 | 物 | 件 | 申請書作成支援システム機器 | 111台 |
| 2 | 契約の相手方 | 大阪市中心区域見1丁目4番24号
日本電気株式会社 | | |
| 3 | 契約金額 | 150,365,050円 | | |

令和6年9月12日提出

大阪市長 横山英幸

説明

申請書作成支援システム機器を買い入れるため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。